

結婚新生活支援事業補助金

対象者

令和8年1月1日から令和9年3月31日に婚姻した、ご夫婦ともに39歳以下の方
※上記のほか、対象要件は裏面をご確認ください。

補助額

婚姻日時点で

ご夫婦ともに39歳以下の場合 **30**万円まで

ご夫婦ともに29歳以下の場合 **60**万円まで

◆申請期限◆
令和9年3月31日

申請前に
事前相談を！

◆対象経費◆ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った次の費用

①住宅取得(新築・中古住宅購入)費用

- ・建物代のみが対象
- ・住宅ローンを支払っている方について、建物代相当分が対象

②住宅リフォーム費用

- ・修繕、増築、改築、設備更新等の費用が対象
- ・倉庫、車庫の工事費用、門、フェンスおよび植栽等の外構の工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置費用は対象外

③住宅賃貸借費用

- ・賃貸借契約に係る初期費用、賃料、共益費が対象
- ・勤務先から住居手当が支給されている場合は、手当額を差し引いた額が対象
- ※原則、同居開始後かつ婚姻後に支払った費用が対象

④引越費用

- ・引越業者や運送業者へ支払った費用が対象
- ・不用品の処分費用など引越しと直接関係のない費用は対象外
- ・レンタカーを借りてご自身で引越しを行った場合の費用は対象外



対象となるかは
裏面フローをチェック！



対象確認フロー

START

婚姻日は令和8年1月1日から令和9年3月31日の間ですか。

【婚姻日】令和__年__月__日

いいえ

いいえ

婚姻日の年齢は夫婦ともに39歳以下ですか。

【婚姻日の年齢】

夫：__歳、妻：__歳

はい

はい

令和7年中(令和8年度所得証明書等の「合計所得金額」を確認(※))の夫婦それぞれの所得を合計した金額は500万円未満ですか。

※4月～6月に申請する場合は、令和6年中の合計所得金額を確認します

【令和__年中の合計所得金額】

夫：__円
+妻：__円
=合計：__円

いいえ

いいえ

夫婦のうち、令和7年中(※)に貸与型奨学金を返済した方はいましたか。

※4～6月に申請する場合は令和6年中

【令和__年中の返済額】

夫：__円
+妻：__円

いいえ

はい

夫婦の所得の合計金額から、令和7年中(※)に返済した奨学金の額を控除すると500万円未満ですか。

※4～6月に申請する場合は令和6年中

【再計算額】

所得合計額：__円
-奨学金返済額：__円
=再計算額：__円

いいえ

はい

以下全てに該当しますか。

対象期間中(令和8年4月1日～令和9年3月31日まで)に支払った or 支払う予定の費用がある or 令和9年4月1日以降に初めての支払いの予定がある。

夫婦ともに、対象の住居に住民登録している or 令和9年3月31日までに住民登録する予定がある。

【住民登録日】 夫：__年__月__日、妻：__年__月__日

過去に、この制度に基づく補助を受けたことがない。

補助金の交付を受けた日から2年以上継続して能代市内に居住する意思がある。

ほかの公的制度による同様の補助を受けていない。

市税を滞納していない。

市が指定する講座等(ライフデザイン or プレコンセプションケア or 家事又は育児の分担等に関する)を受講した又は受講予定である。

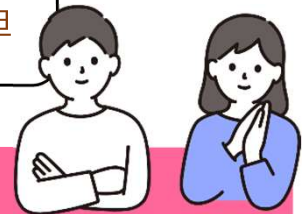
いいえ

はい

対象となる可能性があります

申請を希望するご夫婦は、能代市HP内に記載のある必要書類をご用意のうえ、窓口又は郵送で下記へご提出ください。

※申請から交付まで1か月程度かかります。



← HPはこちら

申請・問い合わせ先 能代市移住定住推進課

〒016-0121 能代市臈瀨字古屋布1 イオンタウン能代内 のしろ暮らし

☎ (0185)74-6767 ✉ iju@city.noshiro.lg.jp

LINE @noshiroclass (右のQRコードからLINE登録できます)

トークで問い合わせ
できます

